

地域生活支援事業の単価一覧表

目次

意思疎通支援事業	2
日常生活用具給付等事業	2
移動支援事業	17
その他事業	
訪問入浴サービス事業	18
日中一時支援事業	18
生活サポート事業	19
地域活動支援センター（Ⅰ型）事業	19
地域活動支援センター（Ⅱ型）事業	19
地域活動支援センター（Ⅲ型）事業	20
重度訪問介護利用者の大学修学支援事業	20

●● ご注意ください ●●

この資料は、可児市における地域生活支援事業者の指定についての考え方を示したものです。

他市町村で地域生活支援事業の支給決定を受けている方にサービスを提供する場合は、手続き方法が異なりますので、その市町村にお問い合わせください。

2022/04
岐阜県可児市
福祉支援課

意思疎通支援事業

1 手話通訳者等派遣事業

【手話通訳者】

1時間までは、2,100円とし、1時間を越えるときは、30分ごと 1,050円を加算する。

※ 基本的に、4時間未満の派遣とする。

2 要約筆記者等派遣事業

【要約筆記者】

1時間までは、2,100円とし、1時間を越えるときは、30分ごと 1,050円を加算する。

【要約筆記奉仕員】

1時間までは、1,500円とし、1時間を越えるときは、30分ごと 500円を加算する。

※ いずれも基本的に、4時間未満の派遣とする。

日常生活用具給付等事業

日常生活用具給付等事業給付種目一覧

給付種目		対象者の障がい程度	構造	耐用年数	基準価格
介護・訓練支援用具	特殊寝台	原則として学齢児以上であり、下肢又は体幹機能障がい2級以上のもの(常時介護を要する者に限る。)	頭部及び脚部の傾斜角度が調整できる機能を有するもの	8	154,000円
	特殊マット	原則として3歳以上であり、下肢又は体幹機能障がい1級、療育手帳Aのもの(常時介護を要する者に限る。)	褥瘡を防止できる機能を有するもの	5	19,600円
	エアーマット	原則として3歳以上であり、下肢又は体幹機能障がい1級のもの及び、下肢又は体幹機能障がい2級と上肢機能障がい2級以上で総合等	褥瘡防止のためのものであって、エアーマットと送風装置からなるもの	8	58,000円

		級1級のもの(常時介護を要する者に限る。)			
	特殊尿器	原則として学齢児以上であり、下肢又は体幹機能障がい1級のもの(常時介護を要する者に限る。)	尿が自動的に吸引されるもので、障がい者又は介護者が容易に使用できるもの	5	67,000円
	入浴担架	原則として3歳以上であり、下肢又は体幹機能障がい2級以上のもの(入浴に介助を要する者に限る。)	担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	5	82,400円
	体位変換機	原則として学齢児以上であり、下肢又は体幹機能障がい2級以上のもの(下着交換等に介助を要する者に限る。)	介護者が容易に使用できるもの	5	15,000円
	移動用リフト※	原則として3歳以上であり、下肢又は体幹機能障がい2級以上のもの	床走行式、固定式又は据置式であり、かつ、身体をつり具でつり上げ又は体重で支える構造を有するもので、介護者が容易に使用できるもの(天井走行型を除く。)	4	159,000円
	訓練椅子	原則として3歳以上であり、下肢又は体幹機能障がい2級以上のもの	自立して座れるように訓練できるもの	5	33,100円
	訓練用ベッド	原則として学齢児以上であり、下肢又は体幹機能障がい2級以上のもの	腕、脚等の機能回復訓練ができる器具を備えたもの	5	159,200円
自立生活支援用具	入浴補助用具	原則として3歳以上であり、下肢又は体幹機能障がい	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助	8	90,000円

	いを有するもの (入浴に介助を要する者に限る。)	できるもの		
便器※	原則として学齢児以上であり、下肢又は体幹機能障がい2級以上のもの	容易に使用できるもの(手すりは便器に取り付けるものに限る。)	8	手すり無 4,450円
				手すり有 9,850円
頭部保護帽	療育手帳Aで、てんかんの発作等により頻繁に転倒するもの	ヘルメット型で、転倒の際に頭部を保護できるもの	3	主材料がスポンジ・革 15,656円
				主材料がスポンジ・革・プラスチック 37,852円
歩行補助杖(棒状又はT字状の一本杖のみ)	原則として学齢児以上であり、下肢又は体幹機能障がい有するもの	歩行時に身体を支え、安定させるために用いられるもの(一部夜行剤付とした場合は430円、全面夜行剤付とした場合は1,260円を基準額に加算するものとする。外装に白色又は黄色のラッカーを使用した場合は273円を基準額に加算するものとする。)	3	木材製 2,310円
				軽金属製 3,150円
歩行支援用具※	原則として3歳以上であり、平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障がい有するもの(家庭内の移動等において介助を要する者に限る。)	立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等ができる手すり、スロープ等で、十分な強度と安定性があるもの	8	60,000円
特殊便器※	原則として学齢児以上であり、上肢障がい2級以上又は療育手帳Aの	介護者が容易に使用できるものであり、温水温風を出す機能を有	8	151,200円

	もの	するもの		
火災警報器	障がい等級2級以上又は療育手帳Aのもの(火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。)	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発する機能を有するもの	8	15,500円
自動消火器	障がい等級2級以上又は療育手帳Aのもの(火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。)	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射する機能を有するもの	8	28,700円
電磁調理器	18歳以上であり、視覚障がい2級以上又は療育手帳Aのもの(障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。)	障がい者が容易に使用できるもの	6	41,000円
歩行時間延長信号機用小型送信機	原則として学齢児以上であり、視覚障がい2級以上のもの	障がい者が容易に使用できるもの	10	7,000円
音声標識ガイド装置	原則として学齢児以上であり、視覚障がい2級以上のもの	歩行時間延長信号機用小型送信機と一体となって使用できる受信機	10	25,000円
聴覚障がい者用屋内信号装置	聴覚障がい2級のもの(聴覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。)	音、音声等を、光や振動等で知らせる機能を有するもの	10	87,400円
テーブルリフト	原則として学齢児以上であり、下肢又は体幹機能障がい2級以上	段差の大きい玄関等を円滑に移動することが可能な機種で、障が	5	100,000円

		で、車椅子を常用するもの	い者及びその介護者が容易に使用し得るもの		
在宅療養等支援用具	透析液加温器	原則として3歳以上であり、腎臓機能障がい3級以上のもの(自己連続携行式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行う者に限る。)	透析液を加温し、一定温度に保つ機能を有するもの	5	51,500円
	ネブライザー(吸入器)	原則として学齢児以上であり、呼吸機能障がい3級以上又は同程度の身体障がい(医師の意見書等により必要と認められるものに限る。)を有するもの	障がい者が容易に使用できるもの	5	36,000円
	電気式たん吸引器	原則として学齢児以上であり、呼吸器機能障がい3級以上又は同程度の身体障がい(医師の意見書等により必要と認められるものに限る。)を有するもの	障がい者が容易に使用できるもの	5	56,400円
	酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行うもの	障がい者が容易に使用できるもの	10	17,000円
	盲人用体温計(音声式)	原則として学齢児以上であり、視覚障がい2級以上のもの(盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。)	障がい者が容易に使用できるもの	5	9,000円
	盲人用体重計	視覚障がい2級以上のもの(盲人のみの世帯及びこ	障がい者が容易に使用できるもの	5	18,000円

		れに準ずる世帯に限る。)			
	パルスオキシメーター	呼吸器機能障がい又は心臓機能障がい有し、呼吸管理上、必要と認められるもの	血中酸素濃度を簡便に計測でき、在宅での適正な健康管理を援助できるもの	5	46,000円
	環境制御装置	原則として学齢児以上であり、上肢機能障がい又は下肢機能障がい若しくは体幹機能障がい2級以上のもの	複数の家電製品等の日常生活用具のリモコンを1台で操作できる機能を有する機種で、障がい者が容易に使用できるもの	5	68,000円
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	原則として学齢児以上であり、音声機能若しくは言語機能障がい者又は肢体不自由者であって、音声・発語に著しい障がい有するもの	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障がい者が容易に使用できるもの	5	98,800円
	点字ディスプレイ	視覚障がい及び聴覚障がいを併せて有する重度重複障がい者(原則として視覚障がい2級以上かつ聴覚障がい2級)であって、点字による意志伝達が可能なもの	文字等のコンピューターの画面情報を、点字等により示すことのできるもの	6	383,500円
	点字器(点筆を含む。)	原則として学齢児以上であり、視覚障がい有するもの	1行が32マスになっており、18行で両面書ができるもの(標準型)	7	真鍮製 10,712円 プラスチック製 6,798円
1行が32マスになっており、4行で片面書ができるもの(携帯用)			5	アルミニウム製 7,416円	
1行が32マスになっており、12行で				プラスチック製 1,699円	

			片面書ができるもの(携帯用)		
	点字電子手帳	意志伝達が困難な視覚障がい者を有するもの(点字による意思伝達が可能な者に限る。)	持ち運びが容易で、外出先での情報の入出力が可能であり、点字編集機能を持つもの	5	125,000円
	視覚障がい者用 情報通信用品	原則として学齢児以上であり、視覚障がいを有し、パーソナルコンピュータのディスプレイ装置による表示を確認することが困難なもの	パーソナルコンピュータのディスプレイに表示される文字を音声に変換し音声装置に出力できる機能を有する音声化ソフト又は視覚障がい者の情報取得を補助するためのアプリケーションソフト	5	100,000円
音声ガイド、文字拡大機能等を有するワープロソフト			25,000円		
パーソナルコンピュータへの点字による文字入力を、キーボードから入力できる点字処理装置			10,000円		
文字、画像等を読み取り、文字を認識するソフト、画像を拡大するソフト等に情報を出力できるスキャナー装置			15,000円		
	パーソナルコンピュータ用特殊入力装置	原則として学齢児以上であり、パーソナルコンピュータ又はワードプロセッサの入力操作が	パーソナルコンピュータ又はワードプロセッサの入力操作が補助でき、障がい者が容易に使	5	60,000円

		困難な身体に障がいをもつもの	用できるもの		
	視覚障がい者用 拡大読書器	原則として学齢児以上であり、視覚障がいをもつ、本装置により文字等を読み込むことが可能になるもの	画像入力装置により印刷物等を、モニターに拡大表示できる機能を有するもの	8	198,000円
	点字タイプライター	視覚障がい2級以上のもの(本人が就労若しくは就学しているか又は就労が見込まれるものに限る。)	障がい者が容易に使用できるもの	5	63,100円
	視覚障がい者用 ポータブルレコーダー	原則として学齢児以上であり、視覚障がい2級以上のもの	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、デージー方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能なもの	6	録音再生機 85,000円
音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、デージー方式により記録された図書の再生が可能なもの			再生専用機 35,000円		
	視覚障がい者用 活字文書読上げ装置	学齢児以上であり、視覚障がい2級以上のもの	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもの	6	99,800円
	視覚障がい者用 音声読書機	学齢児以上であり、視覚障がいをもつ、墨字本によるもの	活字を読み取り、音声で読み上げるもの(画像読み	5	150,000円

		る読書が困難なもの	込み、文字認識、音声読み上げ等の機能が一体となった専用機と同等の機能を有するパーソナルコンピューター等に限る。)		
	盲人用時計	視覚障がい2級以上のもの(音声時計は、手指の触覚に障がいがある等のため、触読式時計の使用が困難なものに限る。)	障がい者が容易に使用できるもの	10	触読用 10,300円 音声用 13,300円
	聴覚障がい者用通信装置	原則として学齢児以上であり、聴覚障がい又は発声・発語に著しい障がいをも有し、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められるもの(ファクスを除く用具の交付を受けることができる者は、聴覚障がい2級の者に限る。)	一般の電話等に接続することができ、音声の代わりに文字等により通信が可能な機能を有するもの	5	71,000円
	聴覚障がい者用情報受信装置	聴覚障がい者等であって、本装置によりテレビの視聴が可能になるもの	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信する機能を有するもの	6	88,900円

	人工喉頭	音声、言語、又はそしゃくの障がい有するもの	呼吸によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの(笛式)	4	5,150円
			顎下部等にあてた電動板を駆動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの(電動式)	5	72,203円
	人工鼻	咽頭摘出による音声言語機能障害を有するもの(医師の意見書等により必要が認められるものに限る。)	障がい者が容易に使用できるもの	—	24,200円(月額)
	電動ページめくり装置	原則として学齢児以上であり、上肢障がい2級以上のもの	電動により図書のページをめくる機種で、障がい者が容易に使用できるもの	5	150,000円
	福祉電話(貸与)	難聴者又は外出困難な身体障がい者(原則として2級以上)であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められるもの及びファックス被交付者(障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。)	障がい者が容易に使用できるもの	—	貸与
	点字図書	主に情報の入手を点字によって行っている視覚障がい者	点字により作成された図書。点字図書価格から一般図書の購入価格相当額を控除した額を支給		
排泄管理支援用	ストマ装具(蓄便)	直腸機能障がい	低刺激性の粘着	—	8,858円(月額)

具	袋)	級以上のもの(ストマを持つもの)	剤を使用した収納袋とする。		
	ストマ装具(蓄尿袋)	膀胱機能障がい4級以上のもの(ストマを持つもの)	低刺激性の粘着剤を使用した収納袋とする。	—	11,639円(月額)
	ストマ装具(洗腸用)	直腸機能障がい4級以上のもの(ストマを持つもの)	洗腸装具	6箇月	17,716円(6箇月)
	紙おむつ	3歳以上65歳未満で、重度の身体障がいのため排尿又は排便の意思表示が困難であるもの(医師の意見書等により必要と認められるものに限る。)	紙おむつ	—	6,000円(月額)
3歳以上65歳未満で、脳性麻痺等運動機能障がいにより排尿又は排便の意思表示が困難であるもの(医師の意見書等により必要と認められるものに限る。)		12,000円(月額)			
収尿器	膀胱機能障がい4級以上のもの	採尿器と蓄尿袋で構成されており、尿の逆流防止装置がついているもの(ラテックス製又はゴム製)	1	普通型(男) 7,931円	
				簡易型(男) 5,871円	
				耐久性ゴム製採尿袋を有するもの	普通型(女) 8,755円
		ポリエチレン製の採尿袋導入ゴム管付のもの		簡易型(女) 6,077円	
住宅改修費	居宅生活動作補助用具等	原則として学齢児以上であり、下肢、体幹機能障がい若しくは乳幼児期以前の非進	障がい者の移動等を円滑にするための小規模な住宅改修(宅外工事を含む。)を伴	—	200,000円(原則1回を限度とする。)

		<p>行性の脳病変による運動機能障がい(移動機能障がいに限る。)を有し、障がい等級3級以上のもの又は視覚障がい2級以上のもの(ただし、特殊便器への取替えをする場合は上肢障がい2級以上のものに限る。)</p>	<p>うもので、次に掲げる居宅生活動作補助用具の購入費及び改修工事費(新築又は増築に伴うものは対象外)</p> <p>(1) 手すりの取付け</p> <p>(2) 段差の解消</p> <p>(3) 滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更</p> <p>(4) 引き戸等への扉の取替え</p> <p>(5) 洋式便器等への便器の取替え</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、住宅改修に附帯して必要となる改修工事</p>		
--	--	---	---	--	--

備考

- 1 乳幼児期以前の非進行性の脳原性運動機能障がいの場合は、表中の上肢・下肢又は体幹機能障がいに準じ取り扱うものとする。
- 2 聴覚障がい者用屋内信号装置にはサウンドマスター、聴覚障がい者用目覚時計、聴覚障がい者用屋内信号灯を含む。
- 3 聴覚障がい者用屋内信号装置(以下「装置」という。)の給付については、次のとおりとする。
 - (1) 新規又は耐用年数の経過に伴い装置の給付を申請する場合は、火災警報器と連携しているものを購入することを条件とする。この場合における基準価格は、装置の基準価格と火災警報器の基準価格との合算とする。
 - (2) 火災警報器と連携していない装置の給付を受けている者が、その耐用年数が経過しないうちに火災警報器の給付申請をする場合においては、装置の基準価格を当該火災警報器の基準価格とする。
 - (3) 火災警報器と連携している装置の給付を受けている者は、その耐用年数が経過しないうちにおいては、火災警報器の給付申請を行うことができない。
- 4 点字図書自己負担額は、一般図書の購入価格相当の額とする。(ここでいう一般図書とは、公序良俗に則した図書をいう。)
- 5 ※印の種目については、設置等にあたり住宅改修を伴うものを除く。(住宅改修を伴うものは、居宅生活動作補助用具で対応)

- 6 日常生活用具の貸与については、無償とし、貸与の期間は貸与を受けたものが障害者支援施設への入所その他の事情により、当該用具を必要としなくなるまでの期間とする。

日常生活用具給付等事業給付種目一覧（難病患者）

給付種目		対象者の障がい程度	構造	耐用年数	基準価格
介護・訓練支援用具	特殊寝台	寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる用具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	8	154,800円
	特殊マット	寝たきりの状態にある者	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	5	19,600円
	特殊尿器	自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので難病患者又は介護者が容易に使用し得るもの	5	67,000円
	体位変換機	寝たきりの状態にある者	介助者が難病患者の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	5	15,000円
	移動用リフト※	下肢又は体幹機能に障がいのある者	介護者が難病患者を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く	4	159,000円
	訓練用ベッド	下肢又は体幹機能に障がいのある者	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	8	159,200円
自立生活支援用具	入浴補助用具	入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、難病患者又は介助者が容易に使用し得るもの	8	90,000円
	便器※	常時介護を要する者	難病患者が容易に使用し得るもの（手すりをつけることができる。）	8	4,450円 (便器に手すりをつけた場合は、5,400円)
	歩行支援用具※	下肢が不自由な者	おおむね次のような機能を有する手すり、スロープ、歩行器等であって、難病患者の身体機能の状態を十分踏まえ、必要な	8	60,000円

岐阜県可児市地域生活支援事業

			強度と安定性を有し、転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの		
	特殊便器※	上肢機能に障がいのある者	足踏みペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものは除く。	8	151,200円
	自動消火器	火災発生の感知及び避難が著しく困難な者（難病患者のみの世帯及びこれに準ずる世帯にある者に限る。）	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消化液を噴射し、初期火災を消化し得るもの	8	28,700円
在宅療養等支援用具	ネブライザー	吸器機能に障がいのある者	難病患者又は介護者が容易に使用し得るもの	5	36,000円
	電気式たん吸引器	呼吸器機能に障がいのある者	難病患者又は介護者が容易に使用し得るもの	5	56,400円
	動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、難病患者が容易に使用し得るもの	5	157,500円
居宅生活動作補助用具	居宅生活動作補助用具	下肢又は体幹機能に障がいのある者	患者の移動を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの	—	200,000円

備考 ※印の給付種目については、設置等に当たり住宅改修を伴うものを除く（住宅改修を伴うものは、居宅生活動作補助用具で対応）。

移動支援事業

【利用対象者】・・・障がい者(児童)

障がい程度区分1以上又は手帳所持者で下記の者(視覚障がい・全身性障がい者・知的障がい者・精神障がい者)

基準単価

種別	提供単位	サービス単価
身体介護を 伴う	30分以下	2,300円
	30分超1時間以下	4,000円
	1時間超1.5時間以下	5,800円
	以後30分	900円
身体介護を 伴わない	30分以下	800円
	30分超1時間以下	1,500円
	1時間超1.5時間以下	2,300円
	以後30分	800円
グループ 支援型	30分単位	500円

加算区分

区分	基準額又は率等
早朝・夜間加算 (6:00～8:00・18:00～22:00)	所定単価×25/100を加算
深夜加算 (22:00～翌6:00)	所定単価×50/100を加算
二人派遣 (個別型支援のみ)	それぞれに所定額を加算

※ 所要時間0.5時間未満で算定する場合の所要時間は20分程度以上とする。

※ 算定時間が早朝・夜間、深夜にまたがる場合、原則として、サービスを30分ごとに区切って、開始時刻が属する時間帯の算定基準により算定する。なお、この場合において加算の対象となる時間帯におけるサービス提供時間のごくわずかな場合(15分未満)については、多くの時間を占める時間帯の算定基準により算定する。

その他事業

訪問入浴サービス

【利用対象者】・・・障がい児(者)

身体障害者手帳の交付を受けた者で、その等級が1級又は2級に該当する者

(円/回)

給付種目	サービス単価
入浴	12,800円
清拭等・一部入浴	8,000円
当日キャンセル補償	5,000円

日中一時支援事業

【利用対象者】・・・障がい児(者)

障がい程度区分1以上又は手帳所持者

[平成27年4月1日以降の単価表]

対象者	利用時間	サービス単価	食事加算	送迎加算
障がい児(者)	1時間	900円 (8時間超 7,200円)	300円	930円 (片道)
遷延性意識障がい児(者)	4時間以下	3,400円	(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第523号)に規定する低所得者等のみ)	
	4時間超 8時間以下	6,800円		
	8時間超	13,600円		
重症心身障がい児(者)	4時間以下	4,900円		
	4時間超 8時間以下	9,800円		
	8時間超	19,500円		

備考

- (1) 日中一時支援事業のサービスを連続利用した毎に、利用回数を1回と算定する。
- (2) 重症心身障がい児(者)にかかる区分単価を請求できる事業者は、医療機関又は医療機関と提携している事業者とする。

生活サポート事業

【利用対象者】・・・障がい者

障害支援区分非該当の方の内で手帳所持者

(円/回)

提供単位	身体介護	家事援助	乗降介助	加算 日中時間帯以外の場合
30分以下	2,300円	800円	1,000円	午後6時から午後10時まで25%に相当する額 午後10時から午前6時まで50%に相当する額 午前6時から午前8時まで25%に相当する額
30分超 1時間以下	4,000円	1,500円		
1時間超 1.5時間以下	5,800円	2,200円		
以後30分	700円	700円		

地域活動支援センター（Ⅰ型）事業

【利用対象者】・・・障がい者

手帳所持者

【利用料】

無料

地域活動支援センター（Ⅱ型）事業

【利用対象者】・・・障がい者

障害支援区分1以上又は手帳所持者

(円/回)

提供単位	サービス単価	食事加算	入浴加算	送迎加算
4時間以下	2,900円	300円	400円	540円 (片道)
4～6時間以下	4,800円	(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第523号)に規定する低所得者等のみ)		
6時間超	6,200円			

地域活動支援センター（Ⅲ型）事業

【利用対象者】・・・障がい者
手帳所持者

(1回につき)

対象者	サービス単価	欠席時対応加算
障がい者	3,500円	610円

備考

- Ⅲ型とは、1日につきおおむね10人以上の人数が利用できる事業所が実施する事業のことをいう。
- 欠席時対応加算の算定は、月4回を限度とする。

重度訪問介護利用者の大学修学支援事業

【利用対象者】・・・障がい者

重度訪問介護利用対象者であり、入学後に停学その他の処分を受けておらず、学修の意欲がある者

サービス提供時間	サービス単価	備考
年間500時間を超える者	30分以上1時間未満	800円
	1時間以上1.5時間未満	1,600円
	1.5時間以上2時間未満	2,400円
	2時間以上2.5時間未満	3,200円
	2.5時間以上3時間未満	4,000円
	以後30分	800円
年間500時間以内の者	30分以上1時間未満	1,960円
	1時間以上1.5時間未満	3,920円
	1.5時間以上2時間未満	5,880円
	2時間以上2.5時間未満	7,840円
	2.5時間以上3時間未満	9,800円
	以後30分	1,960円

上限 年間80万円
年度途中で500時間を超える場合は、支給開始日に遡って年間500時間を超える者の単価を適用する。